

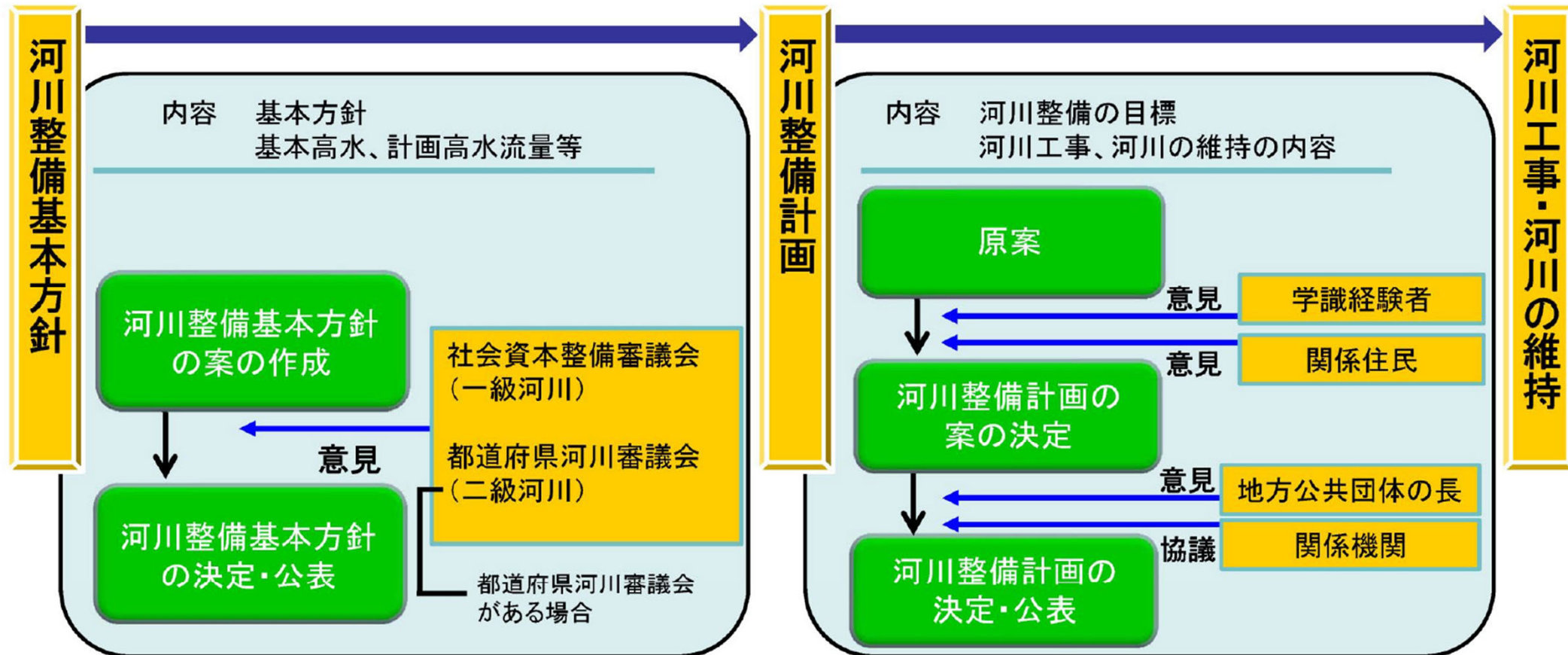
令和７年度 大分川・大野川学識者懇談会

〔河川整備基本方針と河川整備計画〕

令和７年９月３０日

国土交通省九州地方整備局
大分河川国道事務所

河川整備基本方針と河川整備計画について



(河川整備基本方針)

第一六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない

(河川整備計画)

第一六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない

河川整備基本方針と河川整備計画について

- 平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針（**長期的な河川整備の方針**）」と「河川整備計画（**当面の具体的な整備の計画**）」を策定することとなった。

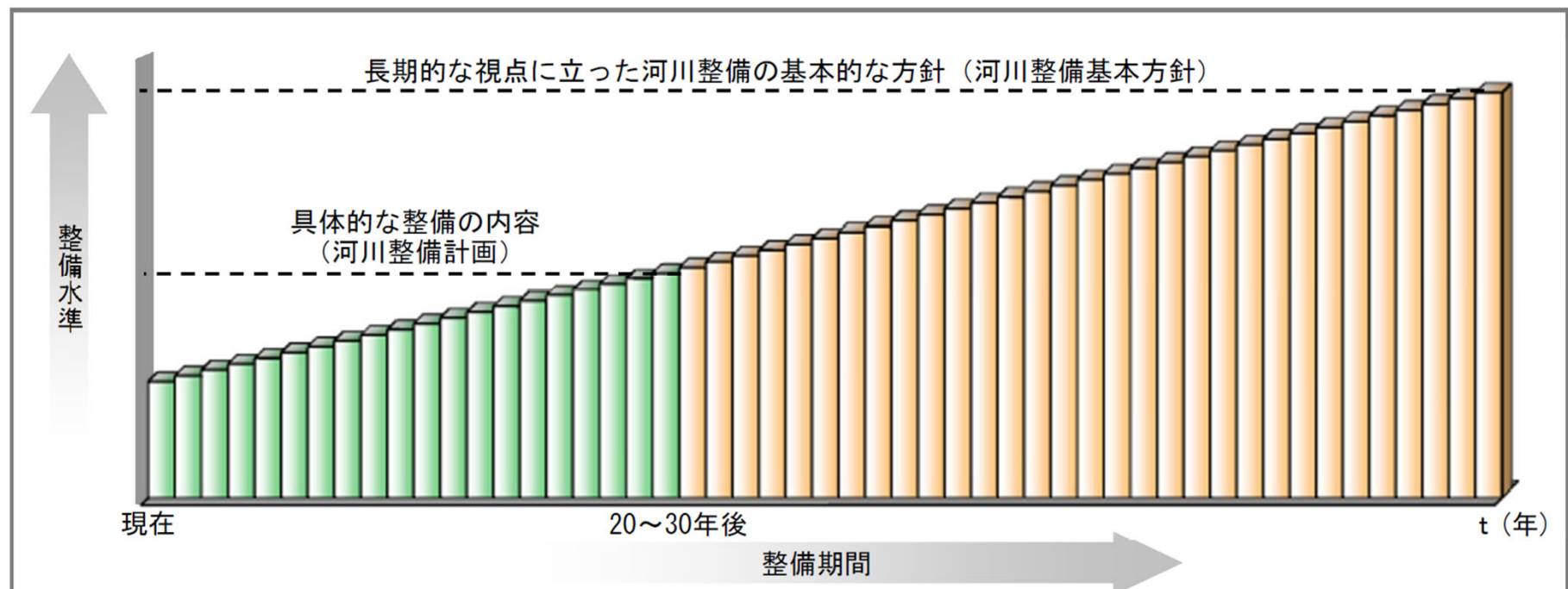
河川整備基本方針

- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述

河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



これまでの経緯（計画の策定・変更等）

